（要領-１）

**１　基本事項**

1.1【団体の状況】団体の理念や基本方針等

1.2【実績】地域福祉保健に関する調査・企画・計画策定（他都市も含む）

（要領-２）

1.3【地域特性の理解】中区の地域福祉保健に関する施策や中区の住民・団体等の特性

1.4.ア【計画の理解】第3期中区地域福祉保健計画と第4期横浜市地域福祉保健計画の特徴

（要領-３）

1.4.イ【計画の理解（提案）】第3期中区地域福祉保健計画と第4期横浜市地域福祉保健計画とを比較して第4期中区福祉保健計画に取り入れる要素

1.5.ア【プロセスの提案】第４期中区地域福祉保健計画策定のための効果的な意見集約（グループインタビューは除く）の対象と方法

（要領-４）

1.5.イ【プロセスの提案】上記1.5.アの意見集約の結果を第４期中区地域福祉保健計画策定にどのように反映させるか

1.6【コスト】※概算見積書を提出すること（様式自由）

**２　実施体制に関する事項**

2.1【スタッフの配置】スタッフ配置の計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予定担当者 | 担当する分担業務の内容 | 地域福祉保健計画に関する業務経験の有無 | グループインタビューに関する業務経験の有無 |
| 管理者 |  |  |  |  |
| 担当者 | 1) |  |  |  |
| 担当者 | 2) |  |  |  |
| 担当者 | 3) |  |  |  |

　注１：「地域福祉保健計画に関する業務経験の有無」又は「グループインタビューに関する業務経験の有無」のある方は具体的内容を記載してください。

（要領-５）

2.2【経験者の配置】事業実施にあたるスタッフの経歴

2.3【スケジュール管理】骨子策定までの具体的なスケジュール（様式自由）

（要領-６）

**３　事業の企画・実施に関する事項**

3.1.ア【骨子策定（提案）】策定主体である区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザそれぞれの強みを活かして３者と連携して実施する手法

3.1.イ【骨子策定（提案）】住民参画を重視した実施手法

（要領-7）

3.2.ア【グループインタビュー（提案）】骨子策定の基礎資料となるようなグループインタビューの目的と実施手法

3.2.イ【グループインタビュー（提案）】グループインタビューの対象者・質問内容

（要領-8）

3.2.ウ【グループインタビュー】住民、地域関係者にインタビューする際の姿勢

（要領-9）

**５　ワーク・ライフ・バランス、障害者の雇用に関する取組事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 5.1 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加点対象） |
| □策定して労働局に届け出ている□策定していない、労働局に届け出ていない、または従業員が101人以上 |
| 　※「策定して労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。） |
| 5.2 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加点対象） |
| □策定して労働局に届け出ている□策定していない、労働局に届け出ていない、または従業員が301人以上 |
| 　※「策定して労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。） |
| 5.3 | 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得 |
|  □取得している □取得していない |
| ※「取得している」を選択した場合、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。 |
| 5.4 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得 |
| □取得している □取得していない |
| ※「取得している」を選択した場合、「認定通知書の写し」を提出すること。 |
| 5.5 | 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得 |
| □取得している □取得していない |
| ※「取得している」を選択した場合、「認定通知書の写し」を提出すること。 |
| 5.6 | よこはまグッドバランス賞の認定の取得 |
| □取得している □取得していない |
| ※「取得している」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 5.7 | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2％の達成 |
|  □達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者を１人以上雇用している（従業員45.5人未満）策定して労働局に届け出ている□達成していない（従業員45.5人以上）、又は障害者を１人以上雇用していない（従業員45.5人未満） |
| 　※「達成している」を選択した場合　・従業員45.5人以上の場合、「障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し」（直前の６月１日現在のもの）を提出すること。　・従業員45.5人未満の事業所の場合、下記に雇用人数を記載すること。　　注：１週間の所定雇用時間が20時間以上で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）」に限る。 |

※注１：各認定等の資料については、有効期限内のものを提出すること。

※注２：加点対象外の企業（従業員数に応じて提出義務がある等）からの資料提出は不要。

（要領-10）

令和元年　月　日

横浜市契約事務受任者

　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　 　商号又は名称

 　　　　　代表者職氏名　 ㊞

提案書の開示に係る意向申出書

　プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次の通り意向を申し出ます。

件名：第４期中区地域福祉保健計画骨子策定に係るコンサルティング業務委託

1. 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

1. 提案書の非開示を希望します。

　　　　　　　　　　　　　理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市

の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部

分については開示する場合があります。

　　　　　　　　　　　 連絡担当者

 所 属

 氏 名

 電 話

 電子メール